

○越前おおのブランド活用事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前おおのブランドを活用した事業の実施を促進し、市内事業者の稼ぐ力の向上を図るため、越前おおのブランド活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に事業所を置く法人又は個人をいう。
- (2) 事業者グループ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合、同項第8号に規定する商店街振興組合及び3者以上の事業者（市内事業者が最低3者含まれていること。）により構成されるグループをいう。
- (3) 越前おおのブランド 越前おおの産業ブランド力向上戦略において定義するもの又は越前おおの産業ブランド力向上会議ブランド部会が認めたものをいう。
- (4) 連携事業 事業者グループが実施する商品開発、市民及び観光客の消費拡大、事業者グループのイメージアップ等を図る事業をいう。
- (5) 単独事業 市内事業者が単独で実施する商品開発、販路拡大のためのホームページの構築、市内事業者のイメージアップ等を図る事業をいう。ただし、直接販売を伴うものを除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 連携事業又は単独事業であること。
- (2) 越前おおのブランドを活用した事業であること。なお、連携事業の場合は、別に定める審査委員会の採択を受けた事業であること。
- (3) 越前おおの産業ブランド力向上戦略に掲げる実践シートを活用した事業であること。

(4) 補助対象事業が終了した後に、市内事業者の稼ぐ力が向上すると見込める事業であること。

(5) 結の故郷サポートチームの助言を反映した事業であること。

(6) 公序良俗に反すると認められない事業であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内事業者又は事業者グループとし、市税の滞納がないものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象事業を中止した場合、かかった経費は補助対象経費としない。ただし、中止の理由が災害又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものである場合は、この限りでない。

(交付申請手続)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、越前おおのブランド活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、補助対象事業実施前に提出しなければならない。ただし、審査委員会前に補助対象事業を実施する場合等市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(申請事項の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が前条に掲げる書類の記載事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、越前おおのブランド活用事業補助金交付変更申請書（様式第2号）をあらかじめ市長に届け出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内に越前おおのブランド活用事業完了実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、越前おおのブランド

活用事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第10条 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

（大野市道の駅商品づくり・商品開発事業支援補助金交付要綱の廃止）

3 大野市道の駅商品づくり・商品開発事業支援補助金交付要綱（令和4年告示第100号）は、廃止する。

附 則（令和5年告示第155号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第114号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
連携事業（商品開発、市民及び観光客の消費拡大、事業者グループのイメージアップを図る事業等）	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、	3分の2	事業者グループのうち市内に事業所がある事業者の数に10万円を乗じて得た額とし、70万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
単独事業（商品開発、販路拡大のためのホームページの構築、市内事業者のイメージアップを図る事業等。ただし、直接販売を伴う事業を除く。）	手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費(※)等	2分の1。 ただし、日本一美しい星空を活用する事業は3分の2	10万円を上限とする。ただし、日本一美しい星空を活用する事業は、20万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

広告料及び値引き、景品の購入等にかかる経費及び原材料費は、それぞれ補助対象経費総額の2分の1以内とする。

※販売する商品に係る原材料費（パッケージ、包装紙等を含む。ただし、デザイン料は、含まない。）は、原則対象外とする。ただし、1月以上の期間にわたって実施する新規の連携事業であって、観光客の消費拡大及び越前おおのブランドの認知度の向上を図る事業は、これを対象とする。

大野市長 様

申請者

越前おおのブランド活用事業補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、越前おおのブランド活用事業補助金を交付されたく越前おおのブランド活用事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。なお、申請に際し、住民基本台帳及び市税の納入状況等、市が有する情報のうち、審査に必要なものについて、大野市長が閲覧することに同意します。

記

- 1 補助対象事業 事業名：
連携事業 ・ 単独事業 （どちらかに○）
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付資料
 - (1) 連携事業の場合は、事業者グループ名簿（別紙1-1）
 - (2) 収支予算書（別紙1-2）
 - (3) 事業内容説明（別紙1-3。活用する越前おおのブランド、越前おおの産業ブランド力向上戦略の実践シートの活用結果、補助対象事業実施後の売上の向上等補助対象者の稼ぐ力の向上の見込み及び結の故郷サポートチームの助言について明記すること。）

別紙 1 - 2 (第 6 条関係)

越前おおのブランド活用事業収支予算書

収入

(単位：円)

	金 額	摘 要
自己資金		
借入金		
補助金		
合 計		

支出

(単位：円)

経費	金 額	摘 要
合計		

※広告料及び値引き、景品の購入等にかかる経費は、それぞれ補助対象経費総額の
2分の1以内とする。

別紙 1 - 3 (第 6 条関係)

事業期間		
年	月	日から
年	月	日まで

活用する越前おおのブランド

越前おおの産業ブランド力向上戦略の実践シートの活用結果
例) 強み「〇〇」×機会「〇〇」により〇〇の商品開発を実施すべきと考えた。

補助対象事業実施後の売上の向上等補助対象者の稼ぐ力の向上の見込み(目標) ※連携事業においては、補助対象事業実施後の事業の継続について、その見通しを記載すること。

結の故郷サポートチームの助言

別紙 2 - 1 (第 8 条関係)

越前おおのブランド活用事業収支決算書

収入

(単位：円)

	金 額	摘 要
自己資金		
借入金		
補助金		
合 計		

支出

(単位：円)

経費	金 額	摘 要
合計		

※広告料及び値引き、景品の購入等にかかる経費は、それぞれ補助対象経費総額の
2分の1以内とする。

別紙 2 - 2 (第 8 条関係)

補助対象事業実施後の売上の向上等補助対象者の稼ぐ力の向上の見込み(目標)

年 月 日

大野市長 様

請求者

越前おおのブランド活用事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定の補助金について
下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付請求額 円
- 4 口座振込依頼
 - ①振込先金融機関名及び支店名
 - ②口座の種類及び口座番号
 - ③口座名義（フリガナ）
- 5 添付資料
 - (1) 上記口座情報が分かるものの写し
 - (2) 交付決定通知書の写し